

成年後見制度 改正のポイント

1 現行制度の類型

- (1) 後見 判断能力を欠く常況
- (2) 保佐 判断能力が著しく不十分
- (3) 補助 判断能力が不十分

2 現行制度の問題点

- (1) 一度利用すると、原則やめられない
- (2) すべてを管理されてしまう
- (3) 本人の意思が尊重されにくい

3 改正で変わるもの

- (1) 「後見・保佐・補助」が「補助」に一本化
- (2) 「特定補助制度」の新設
- (3) 途中で利用を「終了」できる
- (4) 解任事由「本人の利益」のためが追加
- (5) 作業に見合った報酬額へ

4 改正後

- (1) 制度利用が増える可能性
- (2) オーダーメイド型

【ポイントまとめ】

項目	現行	改正案
類型	本人の判断能力に応じて 「後見」「保佐」「補助」	「補助」に一本化
利用期間	原則、本人が亡くなるまで	必要な期間が過ぎたら、 利用を終了することができる
後見人の選定	決定後、一生続く 交代しにくい	本人の意思や家族の意向 が尊重される
費用	継続的な定額報酬 月々の費用が発生	必要な時期に限って発生